

警察法施行令の一部を改正する政令要綱

一 岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例を改める。（附

則第二十九項関係）

二 埼玉県警察における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準を改める。（別表第三関係）

三 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。（附則関係）